

「北海道ランドオペレーター協議会」規約

第 1 章 組織名称及び事務所

第 1 条 本会は「北海道ランドオペレーター協議会」と称し、北海道地域における着地型観光及び体験事業者の開発、育成及び紹介、ビジネス活動の調整機関である。この組織は日本各地の同様の諸団体と、協力関係にある組織である。

第 2 条 本会は事務局を札幌市内に置くが、地方主体の精神から、道内数箇所に地区担当の責任者を設置する。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は本規約に基づき、北海道における着地型観光旅行会社及び体験観光を実施する体験事業者の協力関係の強化と発展、自然環境の保護及び、関係業界の人材育成、雇用促進のために、目的を同じくするあらゆる組織と連携を図りながら実現のために活動する組織である。また、地方からの発信情報を重視し、各地区特有の状況を考慮し、それぞれの地区でその特性を活かす活動をする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 北海道観光の発展の為に新たな観光素材の発掘、アレンジ、紹介、等の活動をし、観光業界の新たな企画を創造し、ビジネスモデルの構築をする。
- 2 会員の「共有の場」(観光の自由市場)をhpサイト上に展開し、紹介する。
- 3 新たな観光の為に各種講演会、座談会、研究会その他集会を開催する。
- 4 その他、本運動の展開に必要と認められる事業の計画と実施

第 3 章 会員及び会費

第 5 条 会員は本会の目的に賛同し組織活動に参加する者を正会員とする。又、この運動を物心両面で支援する者を賛助会員とする。

第 6 条 会員はその種別に応じて次の会費を負担する。但し、一度納入された会費は返納しない。

- 1 正会員 1 年分 10,000 円
- 2 本会の協力で事業が成功した場合の寄付金は歓迎する。

第 4 章 総会及び役員会

第 7 条 総会は本会の決定機関であって、本会所属の会員をもって構成する。

第 8 条 総会は毎年 1 回開催する。ただし、役員会において必要と認めた場合及び総会構成員の 3 分の 2 以上の要求があった時は総会を招集することができる。

第 9 条 総会は次の事項を処理する。

- 1 役員を選出
- 2 事業及び決算報告の承認
- 3 事業計画及び予算の審議
- 4 その他重要事項

第 10 条 役員会は本会の執行機関であって総会に対し責任を負う。

第 11 条 役員会は総会の決定に基づいて事業を執行する。

第 12 条 役員は総会の役員選出にあたって、代表・副代表・事務局長に選出された時点で役員に選出されたものとみなし、総会及び役員会の事務を処理する。

第 5 章 役員

第 13 条 本会に次の役員を置く。役員は総会で選出する。

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | (1) 代表 | 1 名 |
| | (2) 副代表(各地区代表) | 数 名 |
| | (3) 事務局長 | 1 名 |
| | (4) 監事 | 1 名 |

2 顧問をおくことができる。

第 14 条 代表は本会を統括し会務を処理する。副代表は代表を補佐し、代表事故ある時は、その職務を代行する。

第 15 条 代表は、総会の追認を条件として、顧問、副代表及びその他の役員を指名することができる。

第 16 条 監事は本会の事業及び経理を監査し、これを総会に報告する。

第 17 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 18 条 役員は任期満了後といえども後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

第 6 章 規律

第 19 条 本会の名誉を著しく傷つけ、または、国内の刑罰法令に違反する行為により刑事処分を受けた会員は除名することができる。ただし除名された者は次の総会で異議を申し立てることができる。自然退会については次の基準に基づき役員会で決定する。例年会費納入の請求文書を受領しながら、何年も納入せず、かつ各種会合や行事に不参加のため活動実績のない会員には意志を問い、その氏名を会員名簿から、削除するものとする。

第 7 章 経理

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれにあて、本会の「規約施行細則」に定める種別の会費を納入する。

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、3 月 31 日に終わる。

第 8 章 議事

第 22 条 本会は各機関の定足数を 3 分の 1 とし、議事は特別の定めがないかぎり出席者の過半数を以て決する。

第 23 条 本規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成で改正することができる。

付 則 (1) 本規約は、平成 22 年 5 月 22 日から施行する

(2) 何か問題が生じた場合は、役員及び会員が誠意をもって検討対応する。

以上